



2020年4月23日

各 位

会 社 名 株式会社メディアドゥホールディングス
代表者名 代表取締役社長 CEO 藤田 恭嗣
(コード：3678、東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 苅田 明史
(TEL. 03-6212-5113)

完全子会社の吸収合併並びに当社の商号及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年8月22日開催の取締役会において基本方針として決議した、当社の完全子会社である株式会社メディアドゥ（以下「メディアドゥ」といいます。）の吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関して、本日開催の取締役会において、本合併並びに当社の商号及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本合併は完全子会社を対象とする吸収合併であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

1. 本合併について

(1) 本合併の目的

当社は、2017年9月1日付で持株会社体制に移行し、当社が持株会社として、迅速・果敢な意思決定による創造的事業展開と、持続的成長を促す事業理念に基づいた事業戦略を推進し、当社の完全子会社であるメディアドゥが電子書籍取次を主要な事業領域として事業活動を展開する体制を構築してまいりました。

加えて、メディアドゥは、同じく当社の完全子会社である出版デジタル機構と2019年3月1日付で合併しており、2020年2月期において売上高の98%を占めるに至っております。

今後、更なるチャレンジ、そして持続的な価値創出を行うためには、「重点事業領域におけるグループ一体経営の推進」を図ることが急務であると判断から、当社が担っているグループ戦略機能及びグループ管理機能と、メディアドゥが行っている当社の中核事業を集約すること、すなわち当社がメディアドゥを吸収合併し、事業持株会社へ移行することが適切であると判断しました。

本合併及び事業持株会社への移行により、意思決定の迅速化を図るだけでなく、経営および人的資源の重複をなくし、追加的な運営コストを削減し、経営効率の改善につながります。さらに、変更後の組織体制では、グループ経営体制が簡素化されるため、経営の透明性が高まり、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることが可能になると判断しております。

なお、本合併及び当社の事業持株会社への移行は、2020年6月1日を効力発生日として行うことを予定しております。また、当社は、同日付で商号を「株式会社メディアドゥ」に変更することを予定しております。

(2) 本合併の要旨

① 本合併の日程	
----------	--

本合併基本方針決定取締役会	2019年8月22日
合併契約承認取締役会	2020年4月23日
合併契約締結日	2020年4月23日
合併契約承認株主総会	2020年5月28日（予定）
合併予定日（効力発生日）	2020年6月1日（予定）

※本合併は、メディアドゥにおいては、会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併に該当するため、合併契約に関する株主総会決議を経ずに行います。

② 本合併の方式

当社を存続会社とし、メディアドゥを消滅会社とする吸収合併を予定しております。

③ 本合併に関する割当ての内容

メディアドゥは当社の完全子会社であるため、本合併に際して、当社は株式の割当て及び金銭その他の財産の交付をいたしません。

④ 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メディアドゥは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3) 本合併の当事会社の概要

	存続会社		消滅会社	
(1) 商号	株式会社メディアドゥホールディングス		株式会社メディアドゥ	
(2) 本店所在地	東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号		東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 藤田 恭嗣		代表取締役社長 新名 新	
(4) 事業内容	グループ戦略の立案、各事業会社の統括管理、および各種研究開発		電子書籍流通事業	
(5) 資本金	1,899 百万円		100 百万円	
(6) 設立年月日	1999年4月1日		2012年4月2日	
(7) 発行済株式数	14,175,100 株		103,240 株	
(8) 決算期	2月		2月	
(9) 大株主及び持株比率 ※2020年2月29日現在 ※持株比率は自己株式数を控除して計算しております。	株主名	持株比率	株主名	持株比率
	藤田 恭嗣	19.18%	株式会社メディアドゥホールディングス	100.0%
	株式会社 FIBC	13.21%		
	日本トラスティ・サービス	9.30%		
	信託銀行株式会社（信託口）			
	株式会社小学館	3.98%		
株式会社講談社	3.83%			
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績（百万円）				
	2020年2月期（連結）		2020年2月期（単体）	
純 資 産	5,838		2,824	
総 資 産	34,062		23,015	
売 上 高	65,860		64,570	
営 業 利 益	1,853		2,032	

経常利益	1,761	2,017
親会社株主に帰属する当期純利益	884	1,432

(4) 本合併後の状況

本合併による当社の本店所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

(5) 今後の見通し

本合併は、当社による完全子会社の吸収合併であるため、連結業績に与える影響は軽微です。

2. 当社商号の変更について

(1) 変更の理由

本合併により、当社は電子書籍流通事業を主要な事業領域とする事業持株会社へ移行することになり、これに伴い、2020年6月1日をもって、商号を変更することを予定しております。

この商号の変更は、2020年5月28日開催予定の定時株主総会に付議する予定の本合併に係る合併契約承認の議案及び商号変更に係る定款一部変更の議案が承認されることを条件とします。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社メディアドゥ（英文名：MEDIA DO Co., Ltd.）

(3) 変更予定日

2020年6月1日

3. 当社定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

上記2の商号変更を行うため現行定款第1条の変更を行うとともに当社の目的を事業持株会社としての目的に変更するものであります。

この定款の一部変更は、2020年5月28日開催予定の定時株主総会に付議する予定の本合併に係る合併契約承認の議案及び定款一部変更の議案が承認されることを条件とします。

(2) 定款変更の内容

（下線は変更部分を示す。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条（商号）</p> <p>当社は、<u>株式会社メディアドゥホールディングス</u>と称し、英文では、<u>MEDIA DO HOLDINGS Co., Ltd.</u>と記す。</p>	<p>第1条（商号）</p> <p>当社は、<u>株式会社メディアドゥ</u>と称し、英文では、<u>MEDIA DO Co., Ltd.</u>と記す。</p>
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むこと<u>及び次の事業を営む会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること</u>を目的とする。</p>

<p>(1) 次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を保有、運用、管理することによる当該法人等の事業活動の支配、指導及び管理</p> <p>①～⑪ (条文省略)</p> <p>⑫有価証券の保有、運用、投資</p> <p>⑬～⑯ (条文省略)</p> <p>⑰ <u>上記①から⑯までに附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>①～⑪ (現行どおり)</p> <p>⑫ <u>各種事業に対する投資及び企業の合併、提携、事業並びに有価証券の保有、運用、投資、仲介、斡旋</u></p> <p>⑬～⑯ (現行どおり)</p> <p>⑰ <u>グループファイナンス事業</u></p> <p>⑱ <u>上記①から⑱までに附帯関連する一切の業務</u></p>
<p>(2) <u>子会社及びグループ会社の経営戦略の策定・管理</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(3) <u>グループファイナンス事業</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(4) <u>著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権及び商品化権の取得、販売、使用許諾並びにその管理運用</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(5) <u>各種事業に対する投資及び企業の合併、提携、事業並びに有価証券の保有、運用、仲介、斡旋に関する業務</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(6) <u>前各号に附帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>当社は、前項第1号①から⑯まで、及びこれらに附帯関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第48条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第3条～第48条 (条文省略)</p>	<p><u>第3条～第48条 (現行どおり)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条 (商号) 及び第2条 (目的) の変更については、2020年5月28日開催の定時株主総会に付議される第1号議案「吸収合併契約の承認の件」が原案どおり承認可決されること及びこの合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該吸収合併の効力発生日をもって削除する。</p>